

厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表の進捗状況 (フォローアップ) について

令和3年11月8日

第4回 厚生労働省統計改革検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施
- 2. 情報システムの適正化
- 3. 組織改革・研修の拡充等
- 4. データの利活用・一元的な保存の推進
- 5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

1. ガイドラインの作成と PDCAサイクルの着実な実施

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

(1) 2021年度（令和3年度）上期の取組内容

① 統計実施計画書の活用（試行）

- ・ 予算ヒアリング※における提出資料に厚生労働省統計標準ガイドライン（以下「ガイドライン」）に基づく統計実施計画書を追加し、業務実施体制やスケジュール等が適切に確保されているか確認するために活用（8統計）

※令和4年度予算概算要求に先立ち、統計幹事部局として省内の統計を対象に主に調査手法等の統計技術的観点について内容を聴取

② 令和3年度PDCAによる点検・評価の実施

- ・ 6統計を対象に、調査計画の履行状況等に関し点検・評価を実施(下期も継続して実施)

(2) 2021年度（令和3年度）下期の取組方針

③ 統計作成プロセス診断（第三者監査）の試行

- ・ 統計作成プロセスの水準を段階的に向上させることを目的とし、総務省から派遣される統計監理官が行う第三者監査への対応

④ ガイドラインの見直し

- ・ ①～③及びその他政府の動向等を踏まえ、ガイドラインの見直し
- ・ 見直し後は、ガイドラインに基づく統計作成業務の遂行を本格化。また、厚生労働省ホームページでガイドラインを公開。

⑤ コンプライアンスチェック（事業所調査及び世帯調査）の実施及び結果とりまとめ

- 多種多様な統計調査を包含した標準的な業務プロセスや、各種規則・指針に定める遵守事項・留意事項の抜粋など、必要な情報を幅広く記載した標準的な業務マニュアルである「統計標準ガイドライン」を作成し、厚生労働省における統計調査全体のガバナンスを強化 (A)
- 調査担当は、統計標準ガイドラインに基づき、以下の「個別マニュアル」(B)を作成し、業務を遂行
 - 個別統計のガバナンスを強化するため、統計業務の開始に先立ち、企画から公表・提供、評価までのスケジュール、実施体制、成果物等を記載した「統計実施計画書」(B-a)
 - 業務プロセスを可視化するため、統計業務の開始に先立ち、統計業務の企画から公表・提供、評価の一連の業務プロセスにおける業務内容、留意事項等を具体的かつ網羅的に記載した「業務マニュアル」(B-b)

統計調査に向けて作成すべき文書の関係

A 統計標準ガイドライン

- ✓ 厚生労働統計の現状と課題
- ✓ 統計業務に係る組織体制
- ✓ 統計調査の概観
- ✓ 統計業務に係る文書の関係
- ✓ 統計業務の標準的な流れ
- ✓ 統計実施計画書の作成方法
- ✓ 統計実施計画書の雛形
- ✓ 業務マニュアルの作成方法
- ✓ 業務マニュアルの雛形 等

統計調査の実施に先立ち
調査計画・手順を可視化

B 個別マニュアル

B-a 統計実施計画書
統計業務の適切な遂行を確保するために、業務実施体制やスケジュール等を可視化したもの。

B-b 業務マニュアル
企画～公表・評価まで一連の業務プロセスについて、作業手順を可視化したもの。

<統計実施計画書 (記載イメージ)>

I 基本情報	IV 業務に使用するドキュメント等
1. 統計の名称	1. [任意のドキュメント等の名称] 例：業務マニュアル/〇〇操作説明書
2. 実施機関	
3. 統計の目的	V 成果物
4. 統計の分野	1. [任意の成果物の名称] 例：総務省申請書類一式
5. 統計調査の構成及び概要	VI 前回からの変更点
6. 主たる統計ユーザー	VII 業務の全体像
II スケジュール	VIII 改版手順及び改版履歴
1. 期間	1. 改版手順
2. 主要なマイルストーン	2. 改版履歴
III 実施体制	
1. 調査担当	
2. 政策担当	
3. 経由機関	
4. 委託機関 (経由機関除く)	
5. その他関係者	

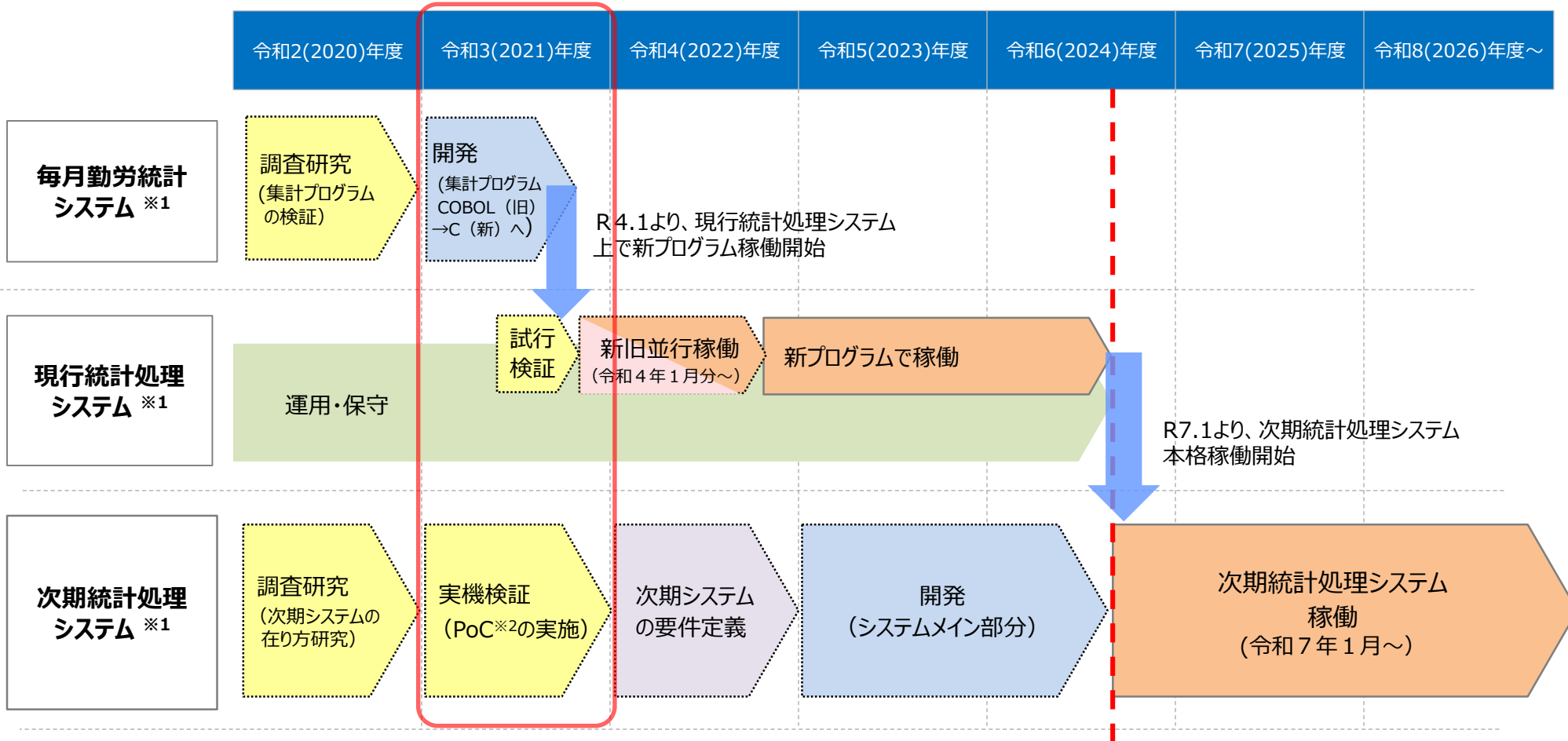
<業務マニュアル (記載イメージ)>

No.	名称	業務内容	留意事項
1.1	調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 統計の作成方針 (どのような統計を、何のために、どのように作成するか) を検討する。既存統計については、特に、作成方法の変更、民間委託への切り替え、統計需要を踏まえた調査項目の改廃等を検討する。 上記検討に必要な情報 (統計需要、改善要望等) を収集、確認する。 上記検討した作成方針について、必要に応じて、有識者への意見聴取又は試験調査によって、その妥当性を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告者の負担軽減、より正確な統計の作成、業務の効率化等の観点から、行政記録情報等及び民間事業者が保有するビッグデータ等の活用について、積極的に検討すること。 業務の効率化、民間事業者の有するノウハウやリソースの活用などの観点から、統計業務の民間委託について、積極的に検討すること。

2. 情報システムの適正化

2. 情報システムの適正化

統計処理システム及び毎月勤労統計システムの移行スケジュール（予定）は、以下のとおり。
令和7年1月からの新システム本格稼働に向けた対応中。



※1 統計処理システムとは、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）が所管する統計調査等の審査・集計を行うシステムであり、毎月勤労統計システムは、統計処理システム上で稼働する、毎月勤労統計の全国調査の集計処理を行うプログラム群である。

※2 Proof of Conceptの略。具体的には、予定される次期統計処理システムの環境において、現行システムで使用しているプログラム言語（C言語やシェルのほか、厚生労働省で独自に使用している言語等）の動作確認、現行統計処理システムでの実行結果と同一性確保等の検証を行うもの。

- 次期統計処理システムにおいては、「統計業務のガバナンス整備」「統計処理ツール・言語のシンプル化」「クラウド利用の推進」をベースとした構築を目指し、あわせて「統計用データベースの活用」や「簡便な実査の実現」への取り組みを行う。

統計業務の ガバナンス整備

- 構成管理ツールの導入により、プログラムの一元管理のほか、実行管理や業務の可視化により、業務効率化、正確性の担保を実現する
- プログラムの専門知識を有する者によるプログラムの標準化やレビューを実施する体制を確立（外注等を想定）

統計処理ツール・ 言語のシンプル化

- 厚生労働省で独自に使用しているプログラム言語やレガシー言語からメジャー言語への移行
- ICTツール（ノンプログラミングツール等）の導入

※当面の間、現行のプログラム言語も並行稼働

クラウド利用 の推進

- 新たなクラウドサービスを容易かつ迅速に導入することが可能
- クラウド上でのデータ保存により、増加するファイル容量に柔軟に対応可能

統計用データベース の活用

- 統計用データベースの構築により、統計データの分析や利活用基盤の整備を目指す
- AIを活用したデータの分析等の可能性の検討

簡便な実査 の実現

- 報告者、調査実施者にとって利便性のあるオンライン報告の実現を目指す
- AI-OCR等の活用により、紙媒体調査票の電子データ化を効率・簡素化

3. 組織改革・研修の拡充等

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 2021年度（令和3年度）上期の取組内容

- 令和3～7年度までを対象とした「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日）の策定
- スキルレベル別研修の実施等、人材育成基本方針に基づいた令和3年度統計研修方針の作成
 - 統計研修方針に基づく省内研修の実施（初級者向け研修、中級者向け研修、プログラム研修）
 - 政府全体の新たな取組である統計データアナリスト（補佐級）・統計データアナリスト補（係長級）の認定要件となる研修の実施
(統計データアナリスト研修：4名受講、統計データアナリスト補研修：6名受講)

(2) 2021年度（令和3年度）下期の取組方針

- 統計研修方針に基づく省内研修の実施（役職別研修、中級者向け研修、上級者向け研修）
- 政府全体の新たな取組である統計データアナリスト（補佐級）・統計データアナリスト補（係長級）の認定要件となる研修の実施
- 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）内の職員を対象とした統計人材プロフィールの更新
- 令和4年度統計研修方針の作成

1 策定の経緯

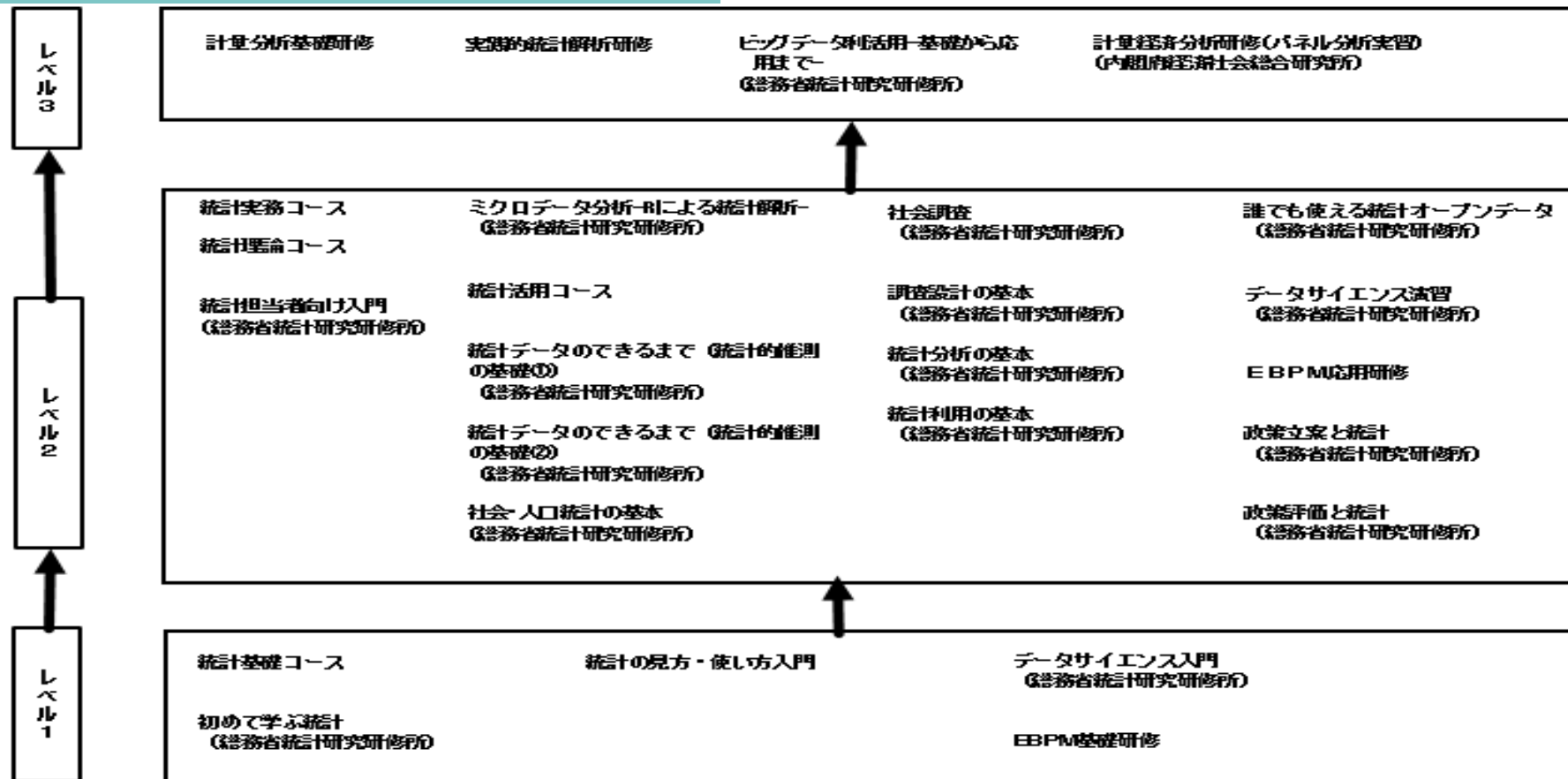
平成30年4月	EBPMの推進のため、統計人材の確保・育成を図ることを目的として <u>基本方針（平成30～令和2年度）</u> を策定。
令和2年4月	統計不適切事案を踏まえ策定した「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を受け、統計に関する認識・リテラシーの向上に関する取組を盛り込み、 <u>基本方針</u> を一部改定。
令和3年6月	閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、統計人材の確保・育成に関する政府全体の方針が示されたこと等を踏まえ、 <u>新たな基本方針（令和3～7年度）</u> を策定。

2 「統計人材の育成計画」の作成

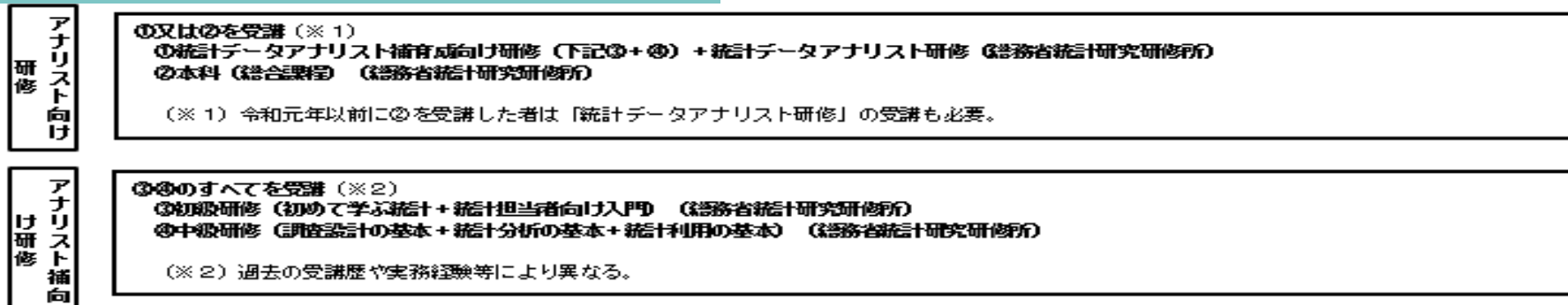
- 「統計を所管する課室の課室長」及び「統計を利活用する課室の課室長」は、業務や人事異動のサイクルなど、各課室における実情を勘案した上で、令和3～7年度の「統計人材の育成計画」（各年度に必要となるレベル1（概ね初級）・レベル2（概ね中級）・レベル3（概ね上級）といったレベル別研修の受講経験がある職員数の目標値を定めたもの）を作成する。
- あわせて、「統計を所管する課室の課室長」及び「統計を利活用する課室の課室長」は、育成計画に沿って職員に必要な研修の受講を奨励するとともに、受講しやすい雰囲気作りにも配慮する。

レベル	スキルレベルの概要
レベル1	統計表やグラフ、確率、調査の基礎と活用に関する基本的な知識を有している
レベル2	データ分析における知識と身近な問題解決に生かすことができる統計的問題解決力を有している
レベル3	仮説に対してデータをもとに検証するという統計的問題解決力を有している

スキルレベル別に見た研修コース



統計データアナリスト・統計データアナリスト補を育成するための研修



【整備目的】

①統計人材の計画的なキャリアアップ

計画的な人材育成、職員の統計スキルの向上に資する。

②資格保有者プロフィールの元データとして活用

統計データアナリスト等の資格保有者のプロフィール（改革工程表において整備予定）の元データとして活用

【プロフィール項目】

統計業務経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等

【プロフィールのイメージ】

氏名 フリガナ	経験 年数	研修履歴 (研修受講履歴から貼り付けること)	学位 (修士・博士)	統計に関する 資格(取得年)	基幹統計(厚生統計)			
					経験 年数	在籍	業務内容	
トウケイタロウ 統計 太郎	6	H25.5.13 統計情報処理研修 UNIXの基礎 H25.5.20 統計情報処理研修 SAMAS H25.5.27 統計情報処理研修 DICS64		統計検定2級(H30)	6	①H25.4~27.3 ②H27.4~28.10 ③H30.4~R02.3	①医療施設調査 ②人口動態調査 ③医療施設調査	①集計、SAMAS・DICS、専門職 ②分析・公表、PG使用ほぼ無し、補佐 ③企画・公表、SAMAS・DICS、補佐

参考1 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策 3. 統計に関する認識・リテラシーの向上

(3) 職員のキャリアパス形成の見直し

- 今般の事案では、統計業務に携わる担当者でさえ、統計の意義や重要性についての意識が備わっていないことなどの課題が浮き彫りになった。こうした点を踏まえれば、統計職員の計画的な育成やモチベーションを高めていくため、以下のような取組を行う。
- ・ 職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計人材を計画的にキャリアアップさせ、統計職員が安心して業務を遂行し、誇りを持てるようなキャリアパスを策定する。

参考2 総合的対策に基づく改革工程表 ステートメント6 タスク⑳ 府省内の統計作成の拠点となり、政策立案の支援もできる統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補）の配置を推進

・資格保有者は、統計部局に集中的に配置し、必要に応じて、政策部局の調査設計や調査実施管理、政策指標の改善や政策研究等に責任を持って携われる体制を整備

・統計部局は、資格保有者のプロフィールを管理して、府省内の政策部局や政策研究所等に広く情報提供

4. データの利活用・一元的な保存の推進

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(1) 2021年度（令和3年度）上期の取組内容等

● 調査票情報利用の状況（令和2年度）

- 令和2年度における調査票情報の提供実績は、公的機関等948件（前年度824件）、その他（研究者等）114件（同53件）。地方自治体からの申出が増加したほか、その他に係る処理件数も増加
- 令和2年度における申請1件当たり平均審査日数は59日となり、前年度の99日から改善（統計法第33条申請に係る政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）担当分）

● 利活用促進策

- 「調査票情報の提供に関するよくある質問」（FAQ）を新規作成し、厚生労働省HPに掲載
- オンサイト施設では、現在、賃金構造基本統計調査、人口動態調査など所管7統計が利用可能。上期は年次の追加を行ったほか、成年者縦断調査、医療施設調査など新たに5統計の登録準備中
- 賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、9月21日開催の総務省統計研究研修所の有識者会議において了承

(2) 2021年度（令和3年度）下期の取組方針

【データの利活用】

● 可能なものから利活用推進策を実施

- 調査票利用申請に係る様式の見直し、受付の改善等。オンサイト施設への計画的なデータ登録
- 賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について統計委員会に諮問。作成費用に係る令和4年度予算概算要求を実施
- 職業訓練や雇用保険の行政記録情報等を用いた公共職業訓練の効果分析において、EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームが、行政記録情報の利活用やEBPM推進の観点で協力

【一元的な保存の推進】

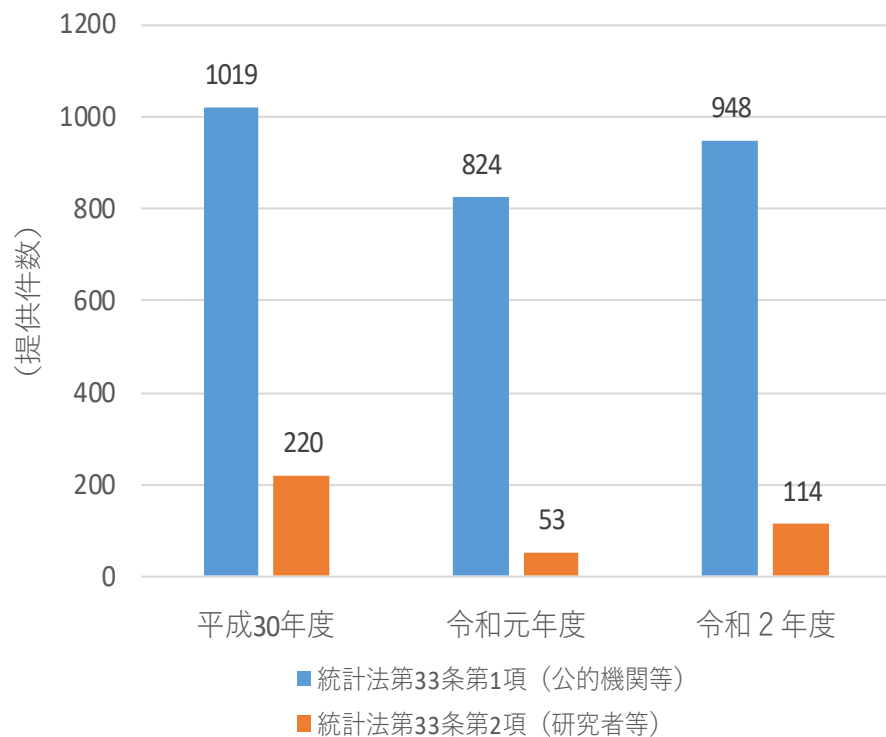
● 毎月勤労統計調査における調査票情報の保存の取組

- 都道府県が実施する地方調査における調査票情報の長期保存を可能とするため（現在は3年間、都道府県が保存）、当省において、調査票情報を収録した磁気媒体を一元的・長期的（永年）に保存するよう、調査規則を改正

※ 統計委員会で審議の上、令和3年9月に総務大臣から承認

調査票情報利用の状況

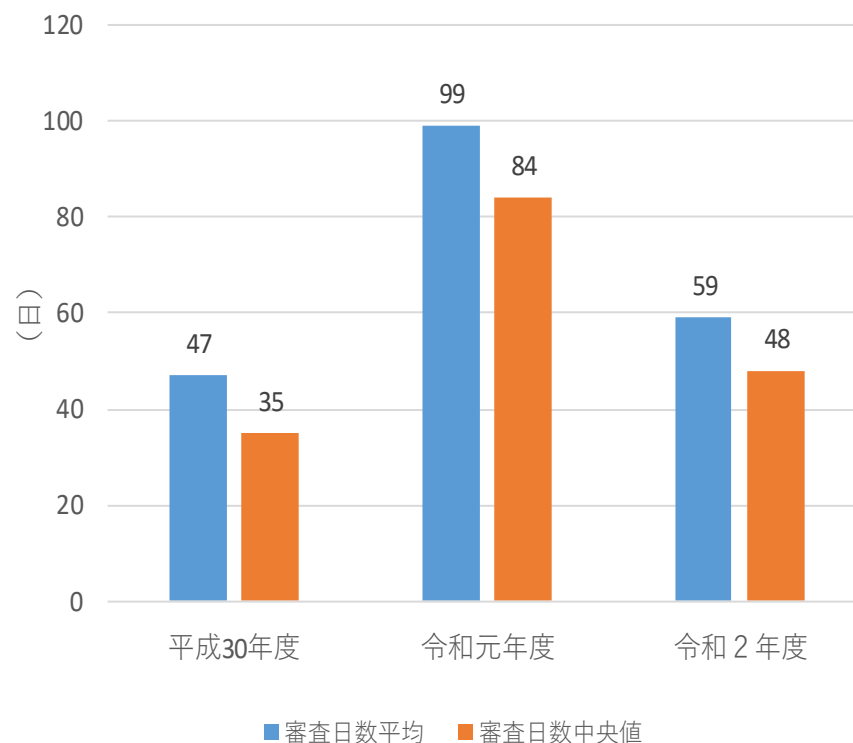
調査票情報の提供実績



(資料出所) 総務省『令和2年度 統計法施行状況報告』

(注) 統計調査別に提供した件数を合計したもの。

申請1件当たり平均審査日数



(資料出所) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)

審査解析室

「調査票情報の提供に関するよくある質問」（抜粋）

概要：これまで受けた質問等を基に28の質問及びその回答をカテゴリー別に整理し、厚生労働省HPに掲載。

分類	番号	質問	回答	詳しい情報へのリンク
I 調査票情報の利用方法	I-1	政府統計のデータを利用したいのですが、どのような方法がありますか。	厚生労働省が提供する調査票情報等の利用方法には、①調査票情報の提供、②オーダーメイド集計、③匿名データの提供があり、利用目的等に応じて選択することができます。それぞれの利用ケースや利用者の例については、「調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ」[PDF形式：388KB]をご覧ください。	「調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ」 [PDF形式：388KB]
	I-2	研究テーマや分析内容がまだ決まっていますが、統計調査のデータを利用したいです。どのような方法がありますか。	独立行政法人統計センターと連携する大学、行政機関及び学術研究機関等に情報セキュリティを確保した施設が設置され、その場限りで機密性の高いデータの利活用が可能なオンサイトという仕組みがあります。研究者が自ら用意したデータやプログラムも利用することも可能です。オンサイトの利用については、「オンサイト施設の利用について」をご参照ください。	「オンサイト施設の利用について」
	I-3	統計法第33条に基づく調査票情報の利用を行う場合、利用する項目や設問を事前に指定せず、自由に分析することはできないのでしょうか。	利用できる項目や設問は、利用目的、集計様式等から判断して必要最小限のものであり、利用申出時に、あらかじめ指定する必要があります。 なお、ご質問のような分析を行いたい場合、オンサイト（I-2を参照）を利用すれば可能になります。	「オンサイト施設の利用について」
II 調査票情報の利用条件	II-2	公益性のある利用目的とは、具体的には、どのようなケースが当てはまるのでしょうか。	公的機関等（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等）が実施するもの他、①公的機関等からの委託や公的機関等との共同による調査研究等、②公的機関等からの競争的資金を獲得して実施される調査研究等（厚生労働科学研究費や文部科学省の科学研究助成事業を利用して行う調査研究等）、③行政機関や地方公共団体が政策の企画、立案、実施、評価に有用、または特別な事由があると認める旨を文書で明らかにしている調査研究等が該当します。	
	II-7	調査票情報は、どのくらいの期間、利用できるのでしょうか。	利用期間は原則として1年以内です。なお、利用目的等からみて合理的な理由がある場合は、1年以上利用することも可能ですが、その場合であっても、最低限必要な利用期間での申出をお願いしています。	

「調査票情報の提供に関するよくある質問」（抜粋）

分類	番号	質問	回答	詳しい情報へのリンク
Ⅲ 利用申出に係る手続き	Ⅲ-1	申請したいので書類を送ってください。	まずは「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」までご連絡いただき、利用する統計調査の名称、調査票の種類、年次をお知らせください。該当のデータレイアウトとあわせて申請様式を送付いたします。	「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」
	Ⅲ-2	申請の際には、送付いただいた様式のほか、どのような添付書類が必要となりますか。	申出者の属性や申請内容により、添付書類は異なります。お問い合わせいただいた際に、必要な添付書類をご案内いたしますが、具体的には、「調査票情報の提供に関する利用申出手引」[PDF:445KB]の6～7ページ（(1)提出書類の一覧）をご覧ください。	「調査票情報の提供に関する利用申出手引」[PDF:445KB]
	Ⅲ-4	調査票情報の提供には、どの程度の期間がかかるのでしょうか。	お問い合わせいただいてからご提供まで平均3か月程度かかります。ただし、あくまで平均ですので、提供する調査票情報の種類や数量、申請内容、同時期の申請件数等により伸びることもあります。ご希望の時期に提供できないこともあることをご承知置きの上、余裕を持って早めにご連絡下さい。	
	Ⅲ-9	まもなく申請したデータの利用期間が終わります。期間を延長したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。	「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」までご連絡いただければ、記載事項変更申出書を送付しますので、必要事項を記載してご提出ください。	「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」
	Ⅲ-10	利用者の変更を行いたいのですが、何か手続は必要でしょうか。	「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」までご連絡いただければ、記載事項変更申出書を送付しますので、必要事項を記載のうえ、以前にご提出いただいた管理簿と併せてご提出ください。なお、管理簿には、利用を終了した者の利用状況と新たに利用を開始する者を記載してください。	「お問い合わせ先（事前相談対応窓口）」
Ⅳ 調査票情報の提供方法	Ⅳ-1	調査票情報は、どのように提供されるのでしょうか。	提供する調査票データは、原則、固定長のテキスト形式（文字コードはShift-JIS、不要項目はブランク処理）です。記憶媒体はCD-R、DVD-R等で、郵送か、もしくは対面での提供になります。	
Ⅵ 利用終了後の手続き	Ⅵ-1	データの利用が終了しました。何か手続は必要でしょうか。	所定の様式にて、利用後の措置状況等を記載した報告書を、以前にご提出頂いた管理簿と併せて送付してください。管理簿には、利用者の利用状況を記載してください。	

5. E B P Mの実践を通じた 統計の利活用の促進

5. EBP Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1) 2021年度(令和3年度)上期の取組内容

【EBP Mの実践関係】

① EBP Mの対象施策の拡大

- 令和4年度予算要求事業のうち、新規事業(1億円以上)、モデル事業、大幅見直し事業等を原則対象としてロジックモデルを作成し、概算要求に係る会計課説明で活用(15部局31事業)。また、EBP Mの対象事業の中から、ロジックモデルの精度向上を図るため、重点フォローアップ事業(11事業)を選定

② 有識者によるEBP Mの実践状況の検証等

- 外部有識者によるEBP Mの実践状況の検証等を行い、EBP Mの更なる推進を図ることを目的として、「厚生労働省のEBP M推進に係る有識者検証会」(以下「EBP M有識者検証会」という。)を9月15日に開催

③ EBP Mよろず相談窓口の対応状況

- 相談窓口について、四半期に一度全職員一斉メールにて周知(9月30日現在:7局9件受付)

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- 令和2年度に設置した3つのサブチーム(①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用)のうち、障害者雇用について分析レポートを厚労省HP等で5月11日に公表
- 令和3年度新規メンバー18名、継続メンバー3名で新たな分析に向けて5月から活動開始
- 労働政策研究・研修機構(JILPT)と連携し、EBP Mセミナーを開催

(2) 2021年度(令和3年度)下期の取組方針

【EBP Mの実践関係】

- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証手法の精度向上を目指す効果検証対象事業を選定予定(1~3事業)。また、過去のEBP Mの対象事業の中から、1~2事業を選定し、実際の統計等データを用いて効果検証を実施予定
- EBP M有識者検証会を開催し、引き続き本年度の実践状況を検証

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- 分析テーマごとに分析を実施し、分析結果については厚労省HP等で公表予定

令和3年度のEBPMの実践について(取組方針)

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和3年4月7日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業(予算プロセス)
 - ・ 予算検討・要求プロセスにおいて、会計部局と連携の下、ロジックモデル等の積極的な活用による政策のロジックやエビデンスの検討の取組を推進。事業の内容等に応じ、財務省主計局への説明においてロジックモデル等を活用。
 - ・ 行政事業レビューにおいて、**新規予算要求事業(10億円以上)**及び**公開プロセス対象事業**について、原則、ロジックモデルを作成・公表。
- 予算事業以外(規制等)の立案・評価・見直しに当たり、EBPMの観点から検討を行う実例の創出に積極的に取り組む。
- 行革事務局は、各種計画・施策パッケージなど複数の事業等から構成される施策を立案する際におけるEBPMの手法の活用を検討。各府省は事例の提供に協力。

厚生労働省における令和3年度の取組方針

- 令和4年度概算要求プロセスにおいて、EBPMになじまない事業等(除外基準(※2)に該当する事業)を除き、**①新規事業、②モデル事業、③大幅な見直しを考えている既存事業**のうち、一定の選定基準(※1)に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成し、活用する。なお、**部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業(新規事業がない場合は既存事業)のうち最も要求額が大きい事業**について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- **公開プロセス対象事業**においても、EBPMになじまない事業等(除外基準(※2)に該当する事業)を除き、ロジックモデルを作成し、活用する。
- 予算事業以外(規制等)等についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。

※1 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和4年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。

※2 除外基準(ロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

	事業
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度(令和5年度)までに終了する事業(モデル事業を除く。)
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業(義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの)

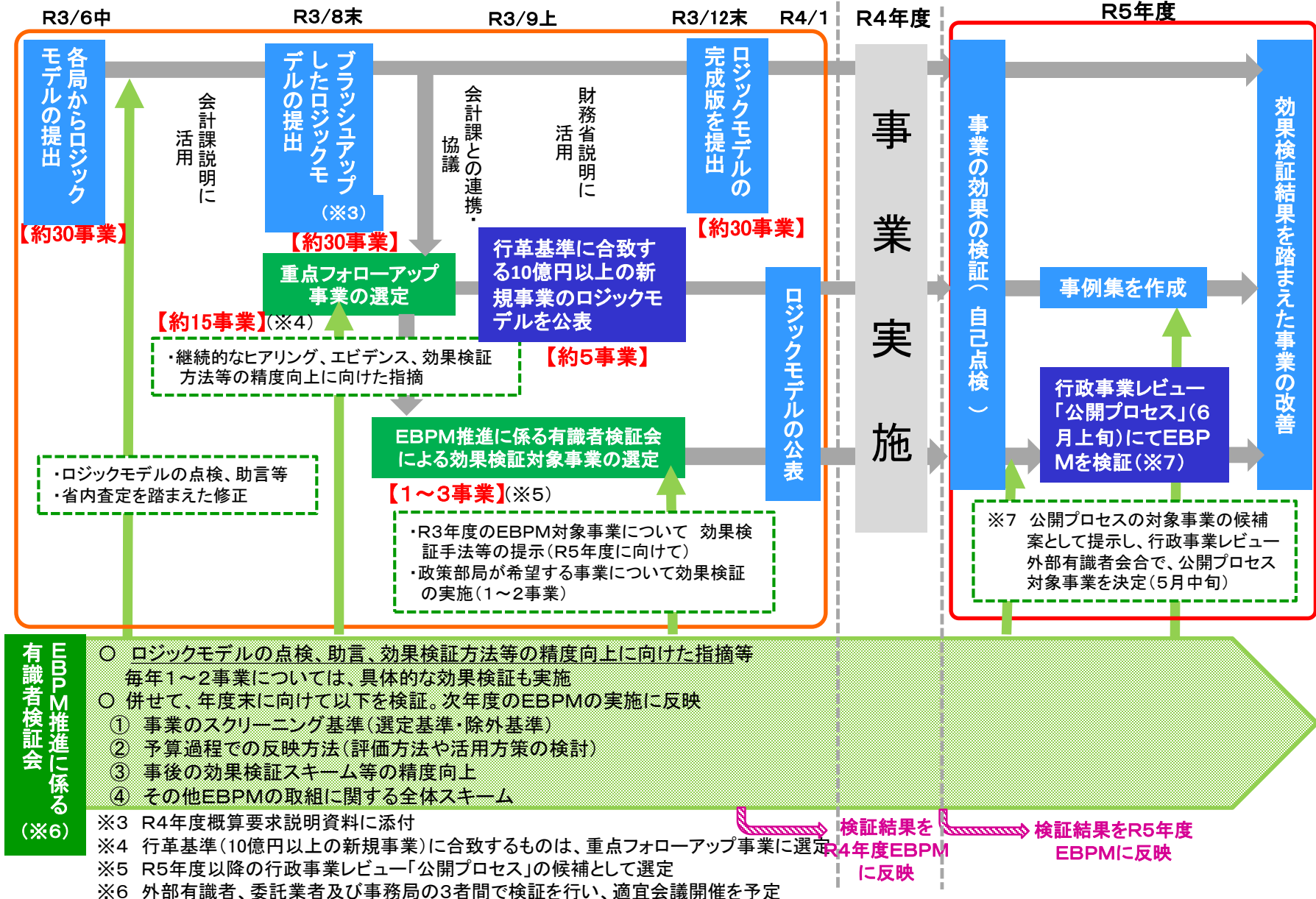
注 上記 i ~ v 以外に、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

令和3年度以降の予算プロセスにおけるEBPMの取組サイクル

【依頼時期5月中旬】

《R3年度EBPM実践》

《R3年度のフォローアップ》



厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

設置の目的

厚生労働省では、民間事業者に委託し、令和3年度にEBPM推進に係る調査研究事業を実施している。本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

検証事項

- (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証
- (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証
 - ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
 - ② 予算過程での反映方法に係る検証
 - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
 - ④ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

構成員

安藤 道人 立教大学経済学部 准教授(※ 令和3年度新構成員)
伊藤 伸介 中央大学経済学部 教授 (※ 令和3年度新構成員)
◎田中 隆一 東京大学社会科学研究所 教授
野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院 教授
注: ◎は座長、五十音順、敬称略

E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）にE B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内でE B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、4回の全体会合を開催した。分析テーマに応じて3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用の分析結果については、令和3年5月11日に公表(別紙)し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、行革事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の活動内容・今後の予定】

- 令和3年度は、新規メンバー18名、継続メンバー3名が参加し、新たな分析に向けて令和3年5月から活動開始。全体会合を下記のとおり開催し、4つのサブチーム（①医療費・医療保険、②子ども・雇用均等、③労働基準・働き方改革、④福祉・援護）を設置した。分析結果の出たものから、年度内の公表を目指す。
 - ・第5回 令和3年5月31日
 - チーム長からの挨拶、チーム員等の自己紹介
 - 令和3年度の進め方について
 - ・第6回 令和3年8月10日
 - 各サブチームからの分析テーマ候補発表
 - 今後の進め方について

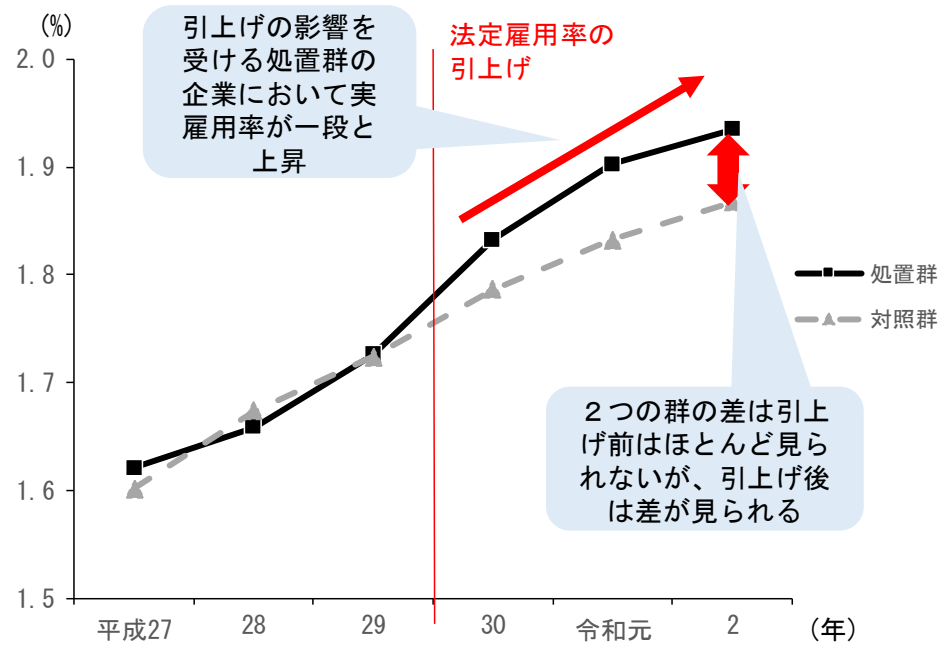
労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し「E B P Mセミナー」を開催。
- 令和2年度第1回 令和2年8月7日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE B P Mに向けて～」(JILPT 池田心豪主任研究員)
- 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」(若手チームメンバー) 等
- 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告(JILPT 高見具広副主任研究員 等)
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。

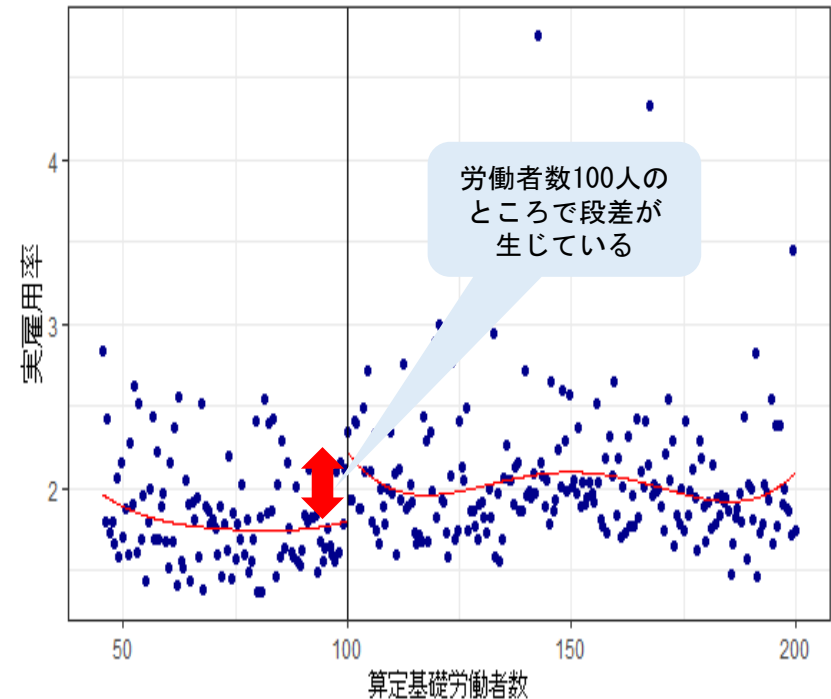
○平成30年4月の法定雇用率引上げにより、障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業と、追加雇用義務が生じていない企業との間で、差の差（Difference-in-Difference）分析を行った結果、引上げ後において障害者を追加的に雇用する義務が生じた企業ほど、労働者に占める障害者の割合である実雇用率が一段と高まっており、法定雇用率引上げにより障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

○障害者雇用納付金制度の対象となる、労働者100人超の企業と100人以下の企業との間で、回帰不連続デザイン（Regression Discontinuity Design）の分析を行った結果、閾（しきい）値となる100人のところで実雇用率に段差が生じており、障害者雇用納付金制度によって障害者の雇用が促進されていることが示唆された。

法定雇用率引上げによる実雇用率の差の差分析



100人を閾（しきい）値とした回帰不連続デザイン



（資料出所）厚生労働省「障害者雇用状況報告」の特別集計

（注）差の差分析においては、算定基礎となる労働者数が455人未満を対象に集計